

平成 31 年 3 月 26 日

監査基準委員会報告書 610「内部監査の利用」、及び監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」等の公開草案に対する意見

公益社団法人日本監査役協会

平成 31 年 2 月 26 日付けで貴会から公表された監査基準委員会報告書 610「内部監査の利用」、監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」等の公開草案について、当協会の意見を以下のとおり申し述べますので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

監査基準委員会報告書 610

《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》《1. 本報告書の範囲》1. について

意見 末尾に、「なお、監査人は、内部監査人の作業の利用が、企業の内部統制レベルの向上・内部監査人のレベル向上・三様監査の強化・効率向上等に寄与することについて企業側の理解を促し、ひいては企業のガバナンスの強化に貢献することにも配慮してコミュニケーションを深め、利用を進めることが期待される。」とする文言を追加すべきである。

理由 本報告書は、監査人による内部監査人の作業の利用についての監査人の責任に関する実務指針であると理解しているが、監査人による内部監査人の作業の利用は、監査人と内部監査人とのコミュニケーションを通じて、内部監査機能の向上のみならず、企業の内部統制体制の向上や三様監査における連携の強化につながるものであり、監査人もそのような効果を念頭において内部監査人の作業を利用していただきたい。

《Ⅱ 要求事項》《1. 内部監査人の作業の利用の可否、利用する領域及び利用の程度の判断》《(2) 利用可能な内部監査人の作業の種類及び範囲の決定》16. について

意見 コミュニケーションの対象として、「監査意見の形成に与えた影響」を追加すべきである。

理由 本項は、監査人による内部監査人の作業の利用計画に関する監査役等とのコミュニケーションについて言及しているが、計画のみならず、利用した結果として監査意見の形成にどのような影響を与えたのかについてもコミュニケーションの対象とすべきである。

《Ⅲ 適用指針》《2. 内部監査人の作業の利用の可否、利用する領域及び利用の程度の判断》《(1) 内部監査機能の評価》《客観性及び能力》A7. について

意見 「又は経営者に報告している場合、取締役会若しくは監査役等へ直接質問や面談することができるかどうか」につき、以下のように修正すべきである。

「～又は経営者に報告している場合、直接質問や面談をすることができるかどうか等、取締役会もしくは監査役等との緊密な連携関係を構築しているかどうか」

理由 「取締役会若しくは監査役等へ直接質問や面談することができるかどうか」は、内部監査人が両者との緊密な連携関係を構築出来ているかを判断する一例であり、緊密な連携関係の構築が本質であることを明確にすべきである。

監査基準委員会報告書 315

《Ⅱ 要求事項》《3. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価》25. について

意見 (1)につき、以下のように修正すべきである。

「(1) 企業及び企業環境（虚偽表示リスクに関連する内部統制を含む。）を理解する過程を通じて、また、取引種類、勘定残高及び注記事項（定性的及び定量的な情報を含む。）を随時検討することにより、虚偽表示リスクを識別する。」

理由 取引種類、勘定残高及び注記事項の検討は、期中随時行なわれるべきであることを明確にすべきである。

《Ⅲ 適用指針》《1. リスク評価手続とこれに関連する活動》A1. について

意見 例示されている事項のうち第7項目につき以下のように修正すべきである。

「監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」に従った、会計上の見積りに使用される仮定や、口頭又は書面による経営者の陳述の適切性などの監査証拠の入手並びにその充分性と適切性の評価」

理由 財務諸表監査における会計上の見積り及び関連する開示に関する実務上の指針を定めた監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」を参照することで、会計上の見積りにおける重要な虚偽表示リスクの評価手続とその対象がより明確になる。

《2. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解》《2-1 企業及び企業環境》《(1) 産業、規制等の外部要因》(第10項(1)参照) 《その他の外部要因》A29. について

意見① 「事業運営」の末尾に（グループの構成単位を含む）を追加すべきである。

理由① 連結経営の進展を考えるとグループ監査の視点は欠かせず、グループ構成単位毎の事業運営の理解・妥当性評価は必要と考える。

意見② 監査人の検討事項の例示に、「ESG 投資や SDGs 等に伴う事業活動への影響」を追加すべきである。

理由② 企業の事業活動に与える影響として近年重要性が増している事項であり、例示に追加すべきである。

意見③ 「・事業運営」の例示に「・短期及び中長期の事業計画」を追加すべきである。

理由③ 企業の事業活動等を理解するには、企業が策定する事業計画に対する理解は重要であり、特に「資産の評価」等においては、事業計画との整合性についての検討が必要である。

意見④ 例示されている「・財務報告の実務・公正価値の会計処理」の末尾に、「(例えば、のれんの計上・減損処理)」を追記すべきである。

理由④ 近年、企業買収等が複雑・大型化しており、のれんの計上や減損処理が問題となる事例も多く出ている。監査人が特に注意を要する事項としてこれらを例示として追記すべきである。

《付録2 重要な虚偽表示リスクを示唆する状況と事象》について

意見 「・情報セキュリティの脆弱性」を追記すべきである。

理由 例示として「IT 環境の変化」が記載されているが、「情報セキュリティの脆弱性」にも言及すべきである。なお、追記の場所としては、「特に経営者が対応していない内部統制の不備」の末尾に例として追記することも考えられる。

以上